

生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和8年3月31日
経済産業政策局産業創造課
GXグループGX推進企画室

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題目

生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（令和3年経済産業省告示第百七十号）の一部を改正する告示

2. 命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な事項を定める告示を定めるものであり、行政手続法第39条第4項第2号に該当するため、事前の案の公示及び意見の募集は行いませんでした。